

62—06 P D T

拒絶査定不服審判における、審査において通知されたが 査定の理由とならなかった拒絶理由の取扱い

審査において複数の拒絶理由が同時に、又は別々に通知され、その中の一部の拒絶理由を査定の理由として拒絶査定された出願に係る拒絶査定に対する不服審判事件において、査定の理由となった拒絶理由によっては拒絶をすることができないが、査定の理由とならなかった、審査で既に通知されている拒絶理由によって拒絶すべきであると認めたときは、原則として、改めて、職権調査を行った上で、職権調査により発見した全ての拒絶理由とともに当該査定の理由とならなかった拒絶理由を通知する。

1. 拒絶査定不服審判においては、査定の理由と異なる拒絶の理由を発見したときは拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない（[特 § 159②](#)）。
2. 一方、審査において拒絶をすべきであるとの判断の根拠となった拒絶理由は、審査において既に請求人（出願人）に通知されて、それについて意見を述べる機会が与えられており（[特 § 50](#)）、この審査においてした手続は審査においてもその効力を有するものであることから、改めて、拒絶理由を通知しなくても、そのことをもって違法性を問われることはない（[特 § 158](#)）。
3. しかしながら、拒絶査定を行う際には、先に通知した拒絶理由が依然として解消されていない全ての請求項を指摘し、解消されていない全ての拒絶理由を明確に拒絶査定に記載することとしているので、審査請求人は上記審査において拒絶をすべきであるとの判断の根拠となった拒絶理由は解消したものと判断するはずであり、この拒絶理由により、改めて補正の機会を与えることなく、拒

絶をすべき旨の審決をすることは、審判請求人から見て、不意打ちととられるおそれもあり、むしろ、改めて職権調査を行い、発見した全ての拒絶理由とともに、当該拒絶理由を通知することが適切である。

(改訂 H27. 2)